令和２年５月 25 日

保護者各位

三鷹市教育委員会教育長　貝ノ瀬　滋
三鷹中央学園三鷹市立第七小学校長　中島　亮子

学校給食の再開について

保護者の皆様におかれましては、児童・生徒の感染症対策等にご理解・ご協力いただき感謝申し上げます。本日にも国の「緊急事態宣言」が解除される見通しとなったことから、三鷹市教育委員会では、６月１日（月）から市立小・中学校の教育活動を段階的に再開することとしております。教育活動の再開に伴い、児童・生徒の健やかな育ちを支えるため、学校給食につきましても下記のとおり再開いたします。

なお、ご家庭の判断等により、分散登校期間中に学校給食の提供を希望しない方は、別紙の申立書の提出をお願いします。ご提出をいただいた場合には、分散登校期間中の学校給食費につきましては、後日返金をいたします。なお、年間の学校給食費の納入期日等は別途お知らせいたします。

記

１　学校給食再開予定日
令和２年６月１日（月）から

２　牛乳の提供について
令和２年６月 15 日（月）から再開予定です。それまでの間の学校給食には飲み物がつきませんので、各自水筒をご持参ください。
なお、牛乳の提供を行わない期間の牛乳代については、後日返金します。

３　分散登校期間中の学校給食費の取り扱いについて
保護者のご判断等により、学校給食の提供を希望されない場合は、令和２年５月 29 日（金）までに、給食提供不要の申立書（別紙）をご提出ください。
分散登校期間（現在の予定では、令和２年６月１日（月）から令和２年６月 19 日（金）まで）の学校給食費を後日返金します。

問い合わせ先
三鷹中央学園三鷹市立第七小学校副校長　電話 0422（44）5378
三鷹市教育委員会学務課保健給食係　電話 0422（45）1151 内線 3236